

○経済産業省告示第百十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成十三年経済産業省告示第七百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣 海江田 万里

第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号から第十四号までを削り、第十五号を第八号とし、第十六号を第九号とし、第十七号中「第九条第八号イ」を「第九条第八号イ（一） 1、（二） 1又は（三）」に改め、同号を第十号とし、第十八号から第二十号までを七号ずつ繰り上げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 輸出令別表第一の十の項（九の二）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第十一号の二イに該当するもの

第二十一号を第十五号とし、第二十二号から第二十六号までを六号ずつ繰り上げる。

○経済産業省告示第百十四号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣 海江田 万里

第九号及び第十号を削る。

○経済産業省告示第百十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣 海江田 万里

第一号8中「第四条第二号イ」を「貨物等省令第四条第二号イ」に改める。

第二号2及び3を削り、同号4を2とし、同号5から9までを二ずつ繰り上げる。